高額医療交付金交付事業について

1. 個人データを利用する趣旨

当健保組合と健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）では、健康保険法附則第 2 条に基づく事業として、組合に高額な医療費が発生した場合、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のためには、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトの CSV 情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。この交付を受けることによって、当健保組合の高額医療費の支出が軽減されることになります。

2. 共同して利用する個人データの項目

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

3. レセプトデータを共同利用する者の範囲

（当健保組合）高額医療交付金交付事業担当者、事務長、常務理事
（健保連）交付金交付事業グループ・高額医療担当職員
（業務委託先）公益財団法人　日本生産性本部・情報システム事業部及び協力会社

4. レセプトデータを共同利用する者の利用目的

当健保組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。 健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、高額医療費の内容を分析することにより医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

5. レセプトデータ等の管理責任者名（もしくは名称）

（当健保組合）常務理事
（健保連）交付金交付事業グループ グループマネージャー